

お問い合わせ

お通りの大学生協の共済カウンター または
コープ共済センター

0120-16-9431 へ

受付時間／9:00～18:00 月～土(祝日含む) ※年末年始はお休みとなります(12/31～1/3)

※学生賠償責任保険・就学費用保障保険の事故連絡・保険金請求は24時間365日対応します。

コープ共済センター 音声ガイダンスのご案内

※時期などにより操作手順が異なる
場合がございます。Webサイトも
合わせてご確認ください。



0・1・2の番号からご用件をお選びください。その後は音声ガイダンスに従いお問い合わせ内容に応じた番号を押してください。(音声ガイダンスの途中でも番号選択は可能です。)

おかけいただく前に

- 1・2の音声ガイダンスを聞き直したいときは2を押してください。(もう一度1・2の音声ガイダンスを聞くことができます。)
- 一部の番号では、おつなぎした際「自動音声」による応答を行っています。
- お客様対応品質向上のため、通話内容を録音させていただきます。

- ・ご加入されている方は、お手元に「共済証書」「保険加入者証」等、契約内容がわかるものを、必ずご用意ください。
- ・番号のおかけ間違い、押し間違いにご注意ください。

0 満期手続きのお問い合わせ

1 新入学・新規のご加入をご希望の方、新社会人コースの事前申込をご希望の方

2 契約に関する各種お手続きや共済金の請求をご希望の方

1 保全手続き(契約の追加・変更・解約など)

2 共済金・保険金請求手続き

1 学生総合共済の事故連絡・共済金請求



2-2-2、2-2-3は学生賠償責任保険・就学費用保障保険の引受保険会社(三井住友海上火災保険株式会社、東京海上日動火災保険株式会社)の事故受付部門におつなぎするため、上記の1・2のガイダンスに戻ることができません。おかけ直しいただくことになりますのであらかじめご了承ください。

2 学生賠償責任保険の
事故連絡・保険金請求

24時間
365日対応
します

3 就学費用保障保険の
事故連絡・保険金請求

4 請求先が不明なとき

9 もう一度1・2の音声ガイダンスを聞き直したいとき

明日の暮らし、ささえあう
CO-OP 共済

2025年10月版
(2026年4月以降保障開始向け)

手続きのしかたがわかる本

共済 + 保険

HAND BOOK

もしもの時も
みんなの力でたすけあい！

病気やケガをしたら
大学生協の
共済カウンターへ



このハンドブックは、CO・OP学生総合共済(以下「学生総合共済」といいます)・学生賠償責任保険・就学費用保障保険に加入された皆さまに、各種請求のしかたなどをお知らせするものです。

なお、学生総合共済の保障内容・契約などについての詳細はご契約のしおりをご確認ください。

日本コープ共済生活協同組合連合会
株式会社 大学生協保険サービス



目次1

◎学生生活の「もしも」にそなえる保障制度(共済・保険) ...2

●学生総合共済保障表3

●学生総合共済共済金請求のしかた5

●共済マイページ8

◎こんなコトが起きたら

●病気の治療をしたら9

●事故によりケガをしたら10

●ここに関する治療を受けたら／学生本人が亡くなられたとき／
親扶養者にもしものことがあったら11

◎契約の変更・解約・継続手続きについて13

◎学生賠償責任保険15

●保険金請求のしかた17

●示談交渉サービス/自転車事故を起こしたら18

●「一人暮らし特約あり」の注意事項19

◎就学費用保障保険20

◎大学生協保険サービスがおすすめする保険21

◎学生生活無料健康相談テレホン22

◎新社会人コース(B1200コース)23

◎共済マイページ・新社会人コース事前申込手続き方法...25

■共済証書・保険加入者証について

加入1年目に「共済証書」「保険加入者証」をお届けします。
満期まで大切に保管ください。

※「共済証書」「保険加入者証」は2年目以降はお届けいたしません。ご注意ください。

■所得控除について

学生総合共済の掛金については、その年の所得の金額から
控除が受けられます。毎年9月以降に生命保険料控除に関す
る「共済掛金払込証明書」を発行します。学生賠償責任保険・就
学費用保障保険は保険料控除の対象となりません。

(ご注意)

ここに掲載している保障内容は、学生総合共済(G1200、G1050、
G1000、G500各コース)、学生賠償責任保険(19H、19HK)、
就学費用保障保険(19W)の概要を説明したものです。詳しくは、
CO・OP学生総合共済パンフレット(以下「学生総合共済パンフレット」
といいます)をご覧ください。

上記以外の保障制度にご加入の場合は、加入時の証書等をご覧ください。

・2025年7月現在の情報です。最新の情報はWeb
サイトの共済+保険HANDBOOKをご覧ください。

・「大学生協の共済カウンター」と「共済カウンター」は
同意義で使用しています。



学生生活の「もしも」にそなえる
保障制度(共済・保険)

■ コープ共済連の保障制度

CO・OP学生総合共済

病気やケガで入院、ケガで通院した場合などの保障

●保障期間について

・共済期間は1年ですが、解約等のお申し出がない限り、学生の期間(最長満
35歳の満期日まで)は自動的に契約を更新します。

・卒業や退学等で学生でなくなった場合は、共済期間の途中でであっても、学生
でなくなった日(卒業の場合は申告いただいた卒業予定年月の末日、退学の
場合は退学日)をもって契約は解約となります。

・共済期間の途中で契約を解約する際、未経過掛金がある場合は、契約解約
(保障終了)時に掛金振替口座に返金いたします。

・発効日が月の1日でない場合は、発効応当日(発効日の1年後にあたる日)の
属する月の末日が満期日となります(例:発効日が4月6日の場合、満期日は
翌年の4月30日)。

※発効:共済契約の効力が発生することをいいます。また、この日を発効日と
いいます。



学生賠償責任保険

他人の身体や他人の財物等に対する賠償責任保障
(一人暮らし特約なし19H)
前記(19H)に加え、住まいの火災などの保障
(一人暮らし特約あり19HK)

就学費用保障保険

扶養者が死亡・ケガによる重度後遺障がいや扶養できなくなっ
ても学業継続をサポートする保障

●保険期間について

新入生の方が3月31日までに加入申込み(保険料払込み)された場合は、4
月1日午前0時から翌年の4月1日午後4時までとなります。中途加入される
場合、保険料払込日の翌日午前0時から翌年の4月1日午後4時までとなります。

●団体保険契約について

・学生賠償責任保険は、コープ共済連が保険契約者となり、幹事保険会社で
ある三井住友海上火災保険株式会社(以下、「三井住友海上」という)と契約を
締結する団体契約です。

・就学費用保障保険は、コープ共済連が保険契約者となり、幹事保険会社で
ある東京海上日動火災保険株式会社(以下、「東京海上日動」という)と契約を
締結する団体契約です。

・2年目以降の継続については、P.13をご覧ください。

～学生生活を24時間総合的に 支えるCO・OP学生総合共済～ CO・OP学生総合共済保障表

詳しくはご契約のしおりをご覧ください。



留学生向けの契約（G500 コース）の保障内容は Web サイト、
留学生向けパンフレットもあわせてご覧ください。
Details of coverage for International Students →



		G1200コース
共済掛金（年払）		14,400円
病気・ケガ	入院 1日目から360日分	日額 10,000円
	長期入院 270日以上連続した入院 (1回の入院について1回のみ)	60万円
	手術 共済事業規約に定める支払い対象手術を受けた場合 入院・通院の支払限度日数を超過した後の手術も対象	1回の手術につき ^{※5} 50,000円
	学業復帰支援臨時費用 重度後遺障害を負って復学した場合	共済期間(1年)につき1回 100万円
	重度後遺障害 ^{※1} 病気・事故問わず重度後遺障害となった場合 *障害の程度に応じて金額が変わります。	最高 600万円
ケガ	通院 事故日から180日以内、1日目から90日分 (固定具保障を含みます) 固定具を装着した場合、10日分の通院があったものとみなします。	日額 2,000円 (固定具保障)1事故につき 定額 20,000円
	事故後遺障害 事故日から2年以内の所定の後遺障害状態 *障害の程度に応じて金額が変わります。	最高 600万円
こころ	こころの早期対応保障 精神疾患の診療を受けたとき	共済期間(1年)につき1回 10,000円
本人の死亡	死亡 学生本人が死亡した場合(病気・事故問わず)	100万円 ⊕
	事故死亡 学生本人が事故により死亡した場合 (事故日から2年以内)	上記にプラス 50万円
親扶養者の死亡	親扶養者死亡・親扶養者重度障害 ^{※2※3※4} 病気・事故問わず親・扶養者が死亡または重度障害となった場合	50万円
	扶養者事故死亡・扶養者事故重度障害 ^{※2※4} 扶養者が事故により死亡または事故により重度障害となった場合 お支払い後に変更された扶養者も対象 (事故日から2年以内)	500万円

- ※1 労働者災害補償保険法施行規則の障害等級表の1級、2級、3級の状態。
 ※2 労働者災害補償保険法施行規則の障害等級表の1級、2級、3級の②③④の状態。
 ※3 「親」とは実父母および養父母をいいます。
 ※4 「被共済者の扶養者」とは、次のいずれかに該当する者1名をいい、被共済者と同居であることを要しません。
 (1) 被共済者が属する世帯において、主に生計を維持している者
 (2) 被共済者が学生生活を維持するために、その所得によって、被共済者の学費および生活費を主として継続的に負担している者
 ※5 同日に複数の手術をされた場合は1回分をお支払いします。

		G1050コース	G1000コース	G500コース
共済掛金（年払）		12,600円	12,000円	6,000円
病気・ケガ	入院 1日目から360日分	日額 1万円	日額 1万円	日額 5,000円
	長期入院 270日以上連続した入院 (1回の入院について1回のみ)	60万円	60万円	30万円
	手術 共済事業規約に定める支払い対象手術を受けた場合 入院・通院の支払限度日数を超過した後の手術も対象	1回の手術につき ^{※5} 5万円 5万円 2万円		
	学業復帰支援臨時費用 重度後遺障害を負って復学した場合	100万円	100万円	—
	重度後遺障害 ^{※1} 病気・事故問わず重度後遺障害となった場合 *障害の程度に応じて金額が変わります。	最高 600万円	最高 600万円	最高 150万円
ケガ	通院 事故日から180日以内、1日目から90日分 (固定具保障を含みます) 固定具を装着した場合、10日分の通院があったものとみなします。	日額 2,000円 (固定具 2万円)	日額 2,000円 (固定具 2万円)	日額 1,000円 (固定具 1万円)
	事故後遺障害 事故日から2年以内の所定の後遺障害状態 *障害の程度に応じて金額が変わります。	最高 600万円	最高 600万円	最高 150万円
こころ	こころの早期対応保障 精神疾患の診療を受けたとき	1万円	1万円	1万円
本人の死亡	死亡 学生本人が死亡した場合(病気・事故問わず)	100万円	100万円	—
	事故死亡 学生本人が事故により死亡した場合 (事故日から2年以内)	50万円	50万円	—
親扶養者の死亡	親扶養者死亡・親扶養者重度障害 ^{※2※3※4} 病気・事故問わず親・扶養者が死亡または重度障害となった場合	50万円	—	—
	扶養者事故死亡・扶養者事故重度障害 ^{※2※4} 扶養者が事故により死亡または事故により重度障害となった場合 お支払い後に変更された扶養者も対象 (事故日から2年以内)	—	—	—

- ※1 労働者災害補償保険法施行規則の障害等級表の1級、2級、3級の状態。
 ※2 労働者災害補償保険法施行規則の障害等級表の1級、2級、3級の②③④の状態。
 ※3 「親」とは実父母および養父母をいいます。
 ※4 「被共済者の扶養者」とは、次のいずれかに該当する者1名をいい、被共済者と同居であることを要しません。
 (1) 被共済者が属する世帯において、主に生計を維持している者
 (2) 被共済者が学生生活を維持するために、その所得によって、被共済者の学費および生活費を主として継続的に負担している者
 ※5 同日に複数の手術をされた場合は1回分をお支払いします。

《学生総合共済》にご加入された方
のみ卒業後に継続可能な保障

CO・OP 学生総合共済

新社会人B1200コース

詳しくはP.23、P.24をご覧ください。



G1200・G1050・G1000・G500コース



卒業後も
30歳まで安心が続く

新社会人B1200コース



学生総合共済共済金請求

※共済金のご請求およびお支払いの詳細についてはご契約のしおりをご確認ください。
※共済マイページでのお手続きが便利です。

のしかた

ご契約のしおり



共済マイページについて



1 連絡をします

■ 下記のいずれかのお手続きをお願いします

治療が終了または目途が立ってからご連絡ください

※治療途中での請求は治療期間などにかかわらず、診断書が必要となります。そのため治療の目途が立ってからのご請求をお願いしています。

お手続きの詳細は
こちらをご覧ください



① 共済マイページでお手続き ※1

入院 ※2 手術 ※3 ケガ通院 ※4

■ 共済マイページでの共済金請求が可能対象の条件

※1 請求日は、通院開始日・入院開始日・手術日から3年以内であること。

※2 入院日数は20日以内。退院後の請求であること。

※3 放射線治療、自由診療、先進医療を含まないこと。

※4 通院日数は50日以内。通院治療終了後の請求であること。

通院先医療機関は3か所以内。

▼契約状況・時期・ご請求内容などによりお取り扱いできない場合がございます。

■ 共済マイページでの共済金請求のしかた

STEP
1

共済マイページにログインください。

通院日や入院期間・手術内容を証明できる書類（領収書・診療明細書など）をご準備ください。

STEP
2

必要事項を入力のうち、書類を提出（アップロード）ください。



お手続き完了 ▶ 5へ

② お通りの大学の共済カウンターに行く } ▶ 2へ

③ コープ共済センターへ連絡

■ 共済カウンターやコープ共済センターでは、病気や事故・ケガ、その他の状況をおうかがいします 共済カウンターの場合は営業時間をご確認ください

2 必要な書類を受け取ります

■ 共済カウンターやコープ共済センターでおうかがいした内容にもとづいて共済金の請求に必要な書類をお渡しします（電話の場合は郵送します）

- 治療内容や入院の期間、ご契約内容によって共済金の請求に必要な書類が異なります。
- 医療機関からもらった領収証（書）・レシート・診療明細書等は請求の際、必要になることがあります。大切に保管しておきましょう。

3 必要な書類を揃えます

■ 受付時にお渡しするご請求書類等をご確認のうえ、書類をご用意ください

- 診断書等の取得費用は、加入者の負担です。
- 不明な場合はお通りの共済カウンターやコープ共済センターまでお問い合わせください。

4 書類を提出します

■ 専用の返信用封筒にて、郵送してください

※共済マイページでお手続きの場合は不要。

「たすけあいアンケート」の記入にご協力ください。
（共済マイページからの請求の場合もアンケートの入力が可能です。）

5 コープ共済連で審査し、共済金をお支払いします

■ 提出された書類の内容を確認のうえ、お支払いします

- 書類の不足や記載内容に不明な点がある場合はご連絡いたします。また、あらためて他の書類をご提出いただくことがあります。
- お支払いの可否は書類提出後の判断となります。
- 調査などで日数がかかる場合もあります。その場合は請求者様にご連絡をします。

⑥「お支払いのご通知」をご確認ください

- お支払いする共済金・金額の明細を記載した「お支払いのご通知」を郵送します。
- 共済金をお支払いできない場合は、その理由を書面にて通知します。

●用語等の説明

■医師について

医師とは医師法に定める「医師」または歯科医師法に定める「歯科医師」とします。

脱臼、骨折、打撲または捻挫の場合に限り、柔道整復師による施術も医師の治療に準ずるものとします。

■病院について

保障対象の医療機関とは医師法・歯科医師法の「病院」「医院」「診療所」をさします。柔道整復師法の「接骨院」「整骨院」も含まれます。

■領収証(書)について

領収証(領収書)とは、医療機関名・患者氏名・治療日・入院区分・金額(報酬点数)が明記されているものです。

■事故／後遺障害、事故・病気／重度後遺障害について

労働者災害補償保険(労災)に準じた等級区分ごとに定められた支払割合で共済金をお支払いします。

〈学生総合共済の共済金請求に関するご連絡〉

①コープ共済センター 0120-16-9431

★携帯電話からでもご利用できます。

受付時間／9:00～18:00 月～土(祝日含む)

※年末年始はお休みとなります(12/31～1/3)

2→2→1を選択すると、学生総合共済の事故連絡・共済金請求につながります。

※お手元に「共済証書」等、ご契約内容がわかるものをご用意ください。

共済マイページ

24時間いつでもどこでもお手続きができます



※一部対象外あり



ログイン・利用登録はこちらから!

共済金の請求※1

※1 請求日は、通院開始日・入院開始日・手術日から3年以内です

契約内容の確認

CO-OP 学生賠償責任保険
学生総合共済 就学費用保障保険

登録内容の変更

住所・電話番号(契約者・扶養者)

掛金振替口座

名字・メールアドレス(契約者・扶養者)

その他の機能

共済金振込履歴の確認

控除証明書の再発行・電子発行

郵便物の受取方法の設定など

新社会人コースの事前申込

卒業時の手続き忘れ防止のためにも
在学中の事前申込がおすすめです

【共済マイページ】に関するお問い合わせ

インターネットサポートデスク

0120-888-052

受付 月～金曜 9:00～20:00
土日祝日 9:00～18:00
時間 年末年始(12/31～1/3)は休業

こんなコトが起きたら

病気の治療をしたら

- ・急性虫垂炎で入院
- ・急に胸の痛みと呼吸が苦しくなって入院
- ・熱中症により入院

保障内容は本冊子P.3、または学生総合共済パンフレットにてご確認ください。

病気で入院された場合に確認させていただきたいこと

【ご注意】退院されてからのご請求をお願いします。

入院をされた場合

- 入院した医療機関名
- 入院開始日と退院日

※入院途中までのご請求の場合は入院期間などにかかわらず、診断書が必要になります。

手術の有無

手術名称（医療機関より発行される診療明細書等に記載の正式名称）をお申し出ください。また、他社の診断書等によりアルファベットのKもしくはMなどから始まる手術区分コードがわかる場合は、そのコードもあわせてお申し出ください。

あわせて申請の際に下記の事項をおうかがいすることがあります

- この病気での過去の入院の履歴
- 手術日

ご注意ください

「お支払いしない場合」「削減してお支払いする場合」などの保障内容の詳細についてはご契約のしおりをご確認ください。



事故によりケガをしたら

- ・自転車で転倒しケガをした
- ・自宅で調理中に包丁で手を切った
- ・スポーツでケガをした

保障内容は本冊子P.3、または学生総合共済パンフレットにてご確認ください。

事故(ケガ)で入院・通院された場合に確認させていただきたいこと

- いつ、どこで、どのように、事故(ケガ)をされたのか

【ご注意】退院または通院が終了されてからのご請求をお願いします。

入院をされた場合

- 事故日と入院開始日および退院日

※入院途中までのご請求の場合は入院期間などにかかわらず、診断書が必要となります。

通院をされた場合

- 事故日
- 通院した医療機関名(病院、整骨院など)
- 通院期間(いつからいつまでに何日通院されたか)
- 事故(ケガ)による固定具の装着について

※通院途中までのご請求の場合は通院日数などにかかわらず、診断書が必要となります。

手術の有無

手術名称（医療機関より発行される診療明細書等に記載の正式名称）をお申し出ください。また、他社の診断書等によりアルファベットのKもしくはMなどから始まる手術区分コードがわかる場合は、そのコードもあわせてお申し出ください。

あわせて申請の際に下記の事項をおうかがいすることがあります

- ケガの部位・状態(例:右足、骨折)
- 手術日

こんなコトが起きたら

こころに関する治療を受けたら

- ・うつ病で診療を受けた
- ・不安障害、パニック障害で診療を受けた
- ・摂食障害で診療を受けた

保障内容は本冊子P.3、または学生総合共済パンフレットにてご確認ください。

こころの早期対応保障

被共済者が、共済期間中に精神疾患の治療を目的とし、病院または診療所に公的医療保険制度における医科診療報酬点数表の精神科専門療法が算定される通院をしたときに共済金をお支払いします。

※共済期間（1年）を通じ、1回を限度とします。

精神疾患で入院された場合は病氣入院共済金もご請求いただけます

【ご注意】退院されてからのご請求をお願いしています。

- 入院開始日と退院日
- 入院途中でのご請求の場合は入院期間などにかかわらず、診断書が必要となる場合があります。

学生本人が亡くなられたとき

死亡
事故死亡

保障内容は本冊子P.3、または学生総合共済パンフレットにてご確認ください。

親扶養者にもしものことがあったら

親扶養者死亡・親扶養者重度障害
扶養者事故死亡・扶養者事故重度障害

保障内容は本冊子P.3、または学生総合共済パンフレットにてご確認ください。

※「お支払いしない場合」「削減してお支払いする場合」などの保障内容の詳細についてはご契約のしおりをご確認ください。



！ 交通事故にあったら…

交通事故で相手が治療費を全額払う場合でも共済金は入院・通院日数に応じてお支払いできます。

！ 旅行や留学など遠隔地や海外で入院・通院治療をしたときは…

現地の病院でもらった領収証やレシート、診察券などは大切に保管しておきましょう。共済金請求の際、提出していただくことがあります。

※海外に行かれる場合は、海外旅行保険にもあわせてご加入することをおすすめします。

ストーカー被害見舞金制度について

初めての共済契約申込日の翌日以降、日本国内においてストーカー行為等に関わる被害を受け、当該被害につき共済期間中にストーカー規制法に定める申出をして、被害拡大予防のための防犯対策等を行った場合にストーカー被害見舞金を支払います。

※共済期間（1年）につき1回のみとなります。

「学業復帰支援臨時費用」「後遺障害に関する保障」「こころの早期対応保障」「ストーカー被害見舞金制度」は、高い水準でのプライバシー確保が必要であることなどから、共済カウンターでは受付できません。「コープ共済センター」へご連絡ください。

①コープ共済センター 0120-16-9431

★携帯電話からもご利用できます。

受付時間／9：00～18：00 月～土（祝日含む）

※年末年始はお休みとなります（12/31～1/3）

※お手元に「共済証書」等、ご契約内容がわかるものをご用意ください。

扶養者を亡くされた学生への緊急援助奨学金

たすけあい奨学制度

大学生協学業継続奨学制度（正式名）

※学生総合共済の保障ではありません。ご注意ください。

この制度は、在学中に扶養者を亡くし学業継続が経済的に著しく困難な学生へ返還不要の奨学金を贈り、「学業を続けたい」という想いを応援する奨学制度です。



たすけあい奨学制度 検索

●一般財団法人 全国大学生協連奨学財団（たすけあい奨学制度）

<https://www.univcoop.or.jp/syogakuzaidan/index.html>

運営 一般財団法人全国大学生協連奨学財団 お問い合わせ先 ☐zaidan.jimu@univ.coop

契約の変更・解約・継続手続きについて

■ 変更について

以下のご変更は共済マイページでお手続きが可能です。

- 住所・電話番号(契約者、扶養者)
- 掛金振替口座
- 契約者名

ログイン・利用登録は
こちらから！



以下のお手続きは、共済カウンターまたはコープ共済センターまでご連絡ください。

- コース・型の変更
- 休学や留学などによる卒業予定年や月の変更
- 扶養者変更
- お通いの大学・所属する生協の変更

■ 口座登録について

- 2年目以降の共済掛金・保険料の口座振替のため、口座振替依頼書の提出をお願いしています。なお、ご提出いただく用紙によってはお控えが出ませんので、お手数ですが必要な場合はご自身でコピー等をお取りください。
- 新規加入時に口座振替依頼書をご提出いただけなかった場合または口座情報に不備があった場合、再度提出のお願いをお送りします。
- 口座登録完了後の結果通知はお送りしていません。口座振替の時期に、金融機関の入出金明細等でご確認をお願いします。
- ご登録される金融機関(ネット銀行、印鑑レス口座等)によっては、「振替口座登録・変更届」ご提出後に、口座名義人様宛に金融機関より口座振替に関する承認メール等が届く場合がございます。こちらの承認をもって口座振替登録が完了となります。

■ 口座振替について

- お住まいの地域の生協(コープ、CO・OP等)でご加入の共済と同じ口座をご登録いただく場合、共済掛金・保険料を合算して振替される場合がございます。
- 三菱UFJ銀行・三井住友銀行・みずほ銀行・りそな銀行・ゆうちょ銀行の5行は日本コープ共済生活協同組合連合会より、その他の金融機関は、収納代行会社(三井住友カード株式会社)より収納いたします。

〈学生総合共済の保全手続き(契約の変更・解約など)に関するご連絡〉

◎コープ共済センター 0120-16-9431

★携帯電話からもご利用できます。

受付時間/9:00~18:00 月~土(祝日含む)

※年末年始はお休みとなります(12/31~1/3)

2→1を選択すると、学生総合共済の保全手続きにつながります。

※お手元に「共済証書」等、ご契約内容がわかるものをご用意ください。

■ 解約・契約の終了について

共済・保険契約を解約する場合は、共済カウンターまたはコープ共済センターまでご連絡ください。なお、解約手続きは解約書類をご提出いただくことで、お手続きが完了となります。電話連絡のみではお手続きは完了いたしませんので、ご注意ください。また、解約返戻金がある場合は、解約返戻金をお支払いします。(月割りとなり、日割りの返金はいりません。)

なお、解約指定日は解約の理由により異なります。

●任意解約

学生総合共済・学生賠償責任保険・就学費用保障保険

「解約届到着月の末日」が解約指定日となります。

●卒業や退学等による解約・満了

学生総合共済

・卒業の場合は申告いただいた「卒業予定年月の末日」が満了日となります。

・退学の場合は「退学日」、生協を脱退された場合は「生協脱退日」が解約指定日となります。

学生賠償責任保険・就学費用保障保険

・卒業の場合は申告いただいた「卒業予定年月の末日」が解約指定日となります。

・退学の場合は「退学日」、生協を脱退された場合は「生協脱退日」が解約指定日となります。

・解約指定日を過ぎて書類が生協に到着した場合は、「解約届到着月の末日」が解約指定日となります。

＜出資金返還について＞

出資金返還(生協の脱退)は、お通いの大学生協窓口にてお手続きをお願いします。

コープ共済センターではお受けできません。

*大学生協窓口は、こちらでご確認いただけます。▶▶▶

大学生協の
サイト検索



■ 継続手続きについて

- 共済掛金・保険料は2年目以降、ご登録いただいた口座からの振替となり、契約は卒業予定年月まで自動継続します。
- ご契約の更新3か月前に「掛金口座振替のお知らせ」をお送りいたします。ご加入時期により、「お知らせ」の発送時期が異なります。ご了承ください。
- 契約満期を迎える方へは申告いただいた卒業予定年月の3、4か月前より順次「満期に伴うお手続き書類」をお送りします。申告いただいた卒業予定年月で卒業されない場合、卒業予定年月の変更手続きが必要です。
- 《学生総合共済》加入者のみが卒業後に加入(更新・更改)できる新社会人B1200コースもあります。詳しくはP.23、P.24をご覧ください。

ご契約のしおり

●Webサイトもご利用ください

※学生総合共済の「契約の継続および変更」「契約の終了」の詳細について



学生賠償責任保険

学生・子ども総合保険、施設・生産物賠償責任保険

(19H)
(19HK)

詳しくは
こちらから



引受保険会社:三井住友海上火災保険株式会社(幹事)

学生賠償責任保険(一人暮らし特約なし) (19H) の保障内容

(保障の対象となるのは学生本人であり、ご家族は対象ではありません。)
(傷害見舞費用保障については「制度のあらまし」をご参照ください)

個人賠償責任保障※1 日常生活および実習中	1事故最高 3億円まで (情報機器等の記録情報の事故 は500万円を限度とします。) (示談交渉サービス付／国内)
人格権侵害賠償責任保障※2 正課の講義	年間最高 500万円まで
感染事故損害防止費用保障	年間最高 500万円まで
傷害見舞費用保障	被害者1名につき 最高 50万円まで (上記は死亡見舞費用保険金 の場合であり、費用の種類に よって金額は異なります。た だし1事故につき最高100 万円までとなります。)
後遺障害保障	最高 10万円まで (後遺障害の程度により、支払 う保険金の額が異なります。)

こんなときはお支払いできません

- ※1：下記のような場合は保険金をお支払いできません。(詳細は「制度のあらまし」をご参照ください)
- 自動車、バイク(原付を含む)、キックボード(エンジン付)による第三者への賠償責任
 - スポーツにおける参加者間の賠償責任(法律上の賠償責任が発生しない場合)
 - 大学の管理責任下での賠償責任(法律上個人に責任がない場合)
- ※2：人格権侵害賠償責任保障には示談交渉サービスはありません。

学生賠償責任保険
制度のあらまし・重要事項説明書



学生賠償責任保険(一人暮らし特約あり) (19HK) の保障内容

保障の対象となるのは学生本人のみです。また居住地を問わず学生本人に紐づいた保障です。
★15ページの保障(19H)に加え、下記の一人暮らし特約を付帯

借家人賠償責任保障※3	借家人賠償責任保障	1事故最高 1,000万円まで (示談交渉サービス付)
家財保障※4	家財保障	1事故最高 200万円まで
	破損・汚損保障	1事故最高 50万円まで (免責金額1万円)
	家財・自転車盗難保障	1事故最高 50万円まで
	現金盗難保障	1敷地につき 10万円まで
修理費用保障	臨時費用	損害保険金の10% (1事故1敷地ごとに 最高 20万円まで)
	借用住宅修理費用保障	1事故最高 15万円まで
	水道管修理費用保障	1事故1敷地ごとに 最高 10万円まで
父母駆けつけ費用保障	父母駆けつけ費用保障 (救援者費用)	10万円まで

こんなときはお支払いできません

- ※3：下記のような場合は保険金をお支払いできません。(詳細は「制度のあらまし」をご参照ください)
- 欠陥、腐食、さび、かび、その他自然消耗などを原因とする損害
 - 地震・噴火・津波による損害
- ※4：通学途上で財布を盗まれたような住宅(敷地を含む)外での盗難事故などはお支払いできません。

新入生(編入学・院入学を含む)の新規加入者には、「入学前一人暮らし賠償保障」がございます。
詳しくは、CO-OP学生総合共済パンフレットをご覧ください。



保険金請求のしかた (19H) (19HK)

① コープ共済センターへ 連絡します

インターネットでの事故受付も可能です。
学生賠償責任保険の事故のご連絡
<https://jiko-univcoop.com/>



- 大学生協の学生賠償責任保険の加入者であることをお申し出ください。合わせて「保険加入者証」等、ご契約がわかるものをご用意ください。
 - 電話では、事故の原因、被害状況、被害金額、その他の状況等をおうかがいします。
 - 事故に関して金銭を支払った場合の領収書、レシートは必ず保管しておきましょう。
- 入学前一人暮らし賠償保障の事故のご連絡にあたっては、賃貸借契約の契約開始日以降に発生した事故であることを確認の上、ご連絡ください。(契約開始日以前の事故は保障対象外で、示談交渉サービスの対象にもなりません。)

〈学生賠償責任保険に関するご連絡〉

⑥ コープ共済センター 0120-16-9431

★携帯電話からご利用できます 受付時間/24時間365日対応
2→2→2を選択すると、三井住友海上事故受付部門につながります。

※お手元に「保険加入者証」等、ご契約内容がわかるものをご用意ください。

② 三井住友海上から必要書類を受け 取ります

- 電話でおうかがいした内容にもとづいて、保険金の請求に必要な書類を郵送します。

③ 必要な書類を揃えます

- 事故に関して金銭を支払った場合、それらの領収書、レシートが必要になります。
- 一人暮らし特約の保険金の請求時は、事故の状況を確認するため「現場および損害箇所、損害物」の写真をご提出いただきます。
※事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。必要な書類については、大学生協保険サービスのWebサイトもご覧ください。

④ 三井住友海上に書類を提出します

⑤ 三井住友海上で審査し、保険金をお支払いします

- 提出された書類の内容を確認のうえ、お支払いします。
- 調査などで日数がかかる場合もあります。その場合は請求者様に連絡いたします。

学生賠償責任保険の保険金請求は
保険始期に応じて異なります。
詳細についてはこちらでご確認ください。



示談交渉サービス

「重要」

賠償事故を起こした場合、被害者とその場で賠償額や慰謝料などの話はせずに、コープ共済センターに連絡しましょう!

借家人賠償責任保障を請求する際のご注意

大家(貸主)さんと取りかわす「示談書」は三井住友海上から承認の連絡があるまで取りかわさないでください。
修理の「見積書」と「現場写真」などの必要書類を事前に提出いただいた後、三井住友海上から示談についての可否を連絡します。

- 国内の賠償事故には「示談交渉サービス」が付いています。示談交渉サービスとは、この保険の被保険者が加害者となったとき、相手方および被保険者の同意を得られた場合、被保険者に代わって保険会社が被害者と折衝し、解決するサービスです。学生の精神的・時間的負担などを軽減するサービスとして、多くの方にご利用いただいています。
- 「示談交渉サービス」が付いている保障についてはP.15、P.16をご確認ください。

もし自転車事故を起こしてしまったら 慌てず下記の流れに従って行動しましょう

●ケガ・状況の確認

- ①ケガの確認:相手の方の意識はあるか、出血はあるか、会話は可能か確認しましょう。
- ②状況の確認:二次被害が起きる危険な場所でないか確認し、必要に応じて移動しましょう。

●救急・警察に通報

- ①重傷の場合など緊急性の高い場合は、救急車を呼びましょう。(119番)
- ②警察に連絡をしましょう。(110番)
 - ・現在地、目印になるものを答えましょう。
 - ・事故状況を説明しましょう。
 - ・落ち着いて、警察、救急隊、病院関係者の指示に従いましょう。

●相手の身元の確認

- ①状況が落ち着いたことを確認でき次第、相手の『氏名』『住所』『連絡先』を確認しましょう。
- ②こちらの連絡先も相手に伝えましょう。
※賠償事故を起こした場合、賠償額や慰謝料の話は、示談交渉サービスを利用して行いましょう。

●関係者への連絡

保険会社(コープ共済センター連絡後2-2-2を選択)へ連絡してください。
家族、必要に応じて学校へ連絡をしましょう。

学生賠償責任保険(一人暮らし特約あり)の注意事項

(借家人賠償責任
保障・家財保障)

⑥ 賠償事故 ⑦ 自身の家財損害 ⑧ 盗難被害 ⑨ 共通

⑥ 火災・水ぬれ等で借用住宅や階下の住戸に損害が発生した場合
⑦ 火災・水ぬれ、風水害、破損・汚損で家財に損害が発生した場合
⑧ 盗難により家財に損害が発生した場合

1 関係者への連絡と被害拡大の防止

- ⑥ 速やかに警察に通報してください。
- ⑦ 速やかに大家(貸主)さんや被害者に連絡をしてください。
- ⑧ 警察に盗難の届出をすると、「受理番号」が発行されます。その番号は請求の際必要になります。
- ⑨ 通帳やキャッシュカード、クレジットカード、健康保険証、運転免許証、パスポート等届出が必要なるものを盗まれた場合は、該当する連絡先に速やかに届出をしてください。
- ⑩ 賠償額や感謝料の話は、示談交渉サービスを利用して行いましょう。

2 損害状況の記録

- ⑥ 損害現場(箇所)の写真を撮り、損害の状況がわかるよう記録を残してください。
- ⑦ 家財保障の対象となる家財が損害を受けた場合、その家財の写真を撮り、家財も処分せず保管しておいてください。
- ⑧ 盗難被害に気付いたら現場をできるだけ発見時のままにして写真を撮ってください。

事故がおきたらやることチェックリスト

●関係者への連絡

(チェック)

「保険加入者証」等、ご契約がわかるものを準備する

- ⑥ 大家さん への連絡
- ⑦ 被害者 への連絡(被害者・階下の住人等)
- ⑧ 警察 への連絡
- ⑨ 銀行等 への連絡(キャッシュカードやクレジットカード)
- ⑩ 役所等 への連絡(保険証や免許証)
- ⑪ 管理会社等 への連絡(スベアキー、鍵の交換等)
- ⑫ 扶養者 への連絡

●損害状況の記録

(チェック)

- ⑥ 損害現場の写真を撮った。
- ⑦ 損害を受けた家財の写真を撮った。
- ⑧ 損害を受けた家財は捨てずに保管してある。
- ⑨ 事故に関して支払った場合、レシート・領収書は保管してある。

●保険金の請求手続き

(チェック)

- ⑥ ①事故報告 コープ共済センターへの電話
- ⑦ ②三井住友海上から書類受取
- ⑧ ③必要書類の準備
- ⑨ ④三井住友海上への書類送付
- ⑩ ⑤三井住友海上から保険金額の連絡・保険金支払い

保険金の請求はコープ共済センターまで

就学費用保障保険

学業費用補償特約(大学生等用)・疾病による学業費用補償特約(大学生等用)付帯総合生活保険
引受保険会社:東京海上日動火災保険株式会社(幹事)



詳しくはこちらから

就学費用保障保険19Wの保障内容

※最大15口までご加入できます

学資費用保障 ・扶養者が病やケガで死亡した場合 ・扶養者がケガで重度後遺障がいを持った場合※1	学生が実際に負担した、在学に必要な以下の費用 ①授業料、教科書代、施設設備費、実験・実習費等 ②通学定期代 ③賃貸借契約の賃料、管理費、共益費	1口あたり年間25万円を限度で卒業予定年月まで (ただし、左記②と③は口数によらず、合算で年間10万円まで)
後遺障害保障 ・学生がケガで後遺障がいを持った場合※1	ケガによる身体の後遺障害	1事故10万円限度(後遺障害の程度に応じて決定)

※1 熱中症を要因とする場合も保障の対象となります。

お支払いしない主な場合については「制度のあらまし」をご確認ください。

就学費用保障保険制度のあらまし・重要事項説明書



* 大学院進学や編入学・転学・転籍・留年(以下、進学等)で在学期間が延びる場合、延長期間を保障するには卒業予定年を延長するための更改手続きが必要です。進学等の決定後、更改手続き完了前に事故が生じた場合、所定の書類を提出することで延長期間のうち、進学の場合は2年間、その他の場合は1年間保障されます。詳しくは「制度のあらまし」をご確認ください。

* 支払事由が発生した場合、または登録の扶養者が死亡した場合、本保険の契約は、支払事由発生日(または死亡日)をもって終了(解除)となります。

保険金請求のしかた

- ① コープ共済センターへ電話で報告します。
- ② 東京海上日動から必要書類を受け取ります。
- ③ 必要な書類を揃えます。
- ④ 東京海上日動に書類を提出します。
- ⑤ 東京海上日動で審査し、保険金をお支払いします。

〈就学費用保障保険に関するご連絡〉

⑥ コープ共済センター 0120-16-9431

★携帯電話からもご利用できます
受付時間/24時間365日対応

2→2→3を選択すると、東京海上日動事故受付部門につながります。
※お手元に「保険加入者証」等、ご契約内容がわかるものをご用意ください。

大学生協保険サービスがおすすめする保険

お見積り・お申し込みはインターネットから

大学生協 保険

検索



■海外旅行・留学保険

海外旅行・留学に行かれる場合、海外旅行保険・海外留学保険は「海外渡航の必需品」とされています。これまでの事故内容等から提携保険会社と協同で独自の仕組みを設計した保険です。海外旅行や留学で渡航をされる組合員の方へ加入をおすすめしています。

■国内旅行総合保険

国内旅行に行かれる場合、目的地までの移動中(列車、飛行機、船、バス、自動車などに搭乗中)の事故、旅先での観光、スポーツ、買物中、また、宿で起きた事故などご自宅を出られてからご帰宅されるまでのアクシデントを補償します。国内旅行をされる組合員の方に加入をおすすめしています。

■バイク自賠責保険

自賠責保険は、法律により原動機付自転車(原付)を含むすべての自動車に加入が義務付けられています。

■自動車保険

車を運転する人のための保険で、自賠責保険では補償されない損害にも備えられる任意保険です。「人身傷害」「搭乗者傷害」「無保険車傷害」「自損事故」「車両」などを補償するために加入をおすすめしています。

■バイク保険

二輪自動車(125cc超)および原動機付自転車(125cc以下の二輪車および50cc以下の三輪以上の車)に付ける任意保険です。自動車保険と同じように備えておきたい補償はバイクも同じです。

■1日自動車保険

運転免許を持っていてマイカーを所有されていない方が、短期間に対象となる四輪自動車を借用して運転する場合の、万が一に備えることができます。「ちょいのり保険」または「1DAY保険」が選べます。

学生総合共済ご加入者専用

24時間365日

学生生活無料健康相談テレホン

プライバシーは厳守しますので、安心してご相談ください。
保護者の方もご利用できます。

からだところの健康相談

☎ 0120-888-110

★携帯電話からもご利用できます。

からだところに関する悩みに専門の相談員が答えてくれます。
対面では相談しにくい内容でも安心して利用できます。

●専門の相談員がお答えします

ヘルスアドバイザー …看護師、保健師、管理栄養士

専門医 …内科、整形外科、外科、精神・神経科、
眼科、産婦人科

メンタルヘルス …臨床心理士など

●こんな相談が寄せられています

- ・日常のケガや病気に関する相談
- ・病気やケガなどについて受診中、または受診後の疑問や不安
- ・食生活や運動、検診についてなど
- ・性に関する悩み
- ・ストレスや不安、拒食・過食などこころの悩み

●ご利用にあたり

- ・電話番号は通知設定でご利用ください。
- ・ご利用に際し学生総合共済加入確認のため、契約者顧客番号・氏名・大学等・学年をおうかがいたします。
- ・サービス品質向上のため、相談内容を録音・記録しております。

(免責事項)

本サービスはご利用者の方に適切な健康医療相談、医療機関案内及びメンタルヘルスカウンセリングを提供し、ご利用者の方の心身の健康状態を改善させることが目的であり、日本コープ共済生活協同組合連合会、ダイヤル・サービス株式会社、およびサービスを運営するカウンセラー(以下、「サービス関係者」という)は、その目的を達成するために誠心誠意努力します。しかしながらその目的が達成できなかった場合でも、サービス関係者はいかなる責任も負いません。また、本相談には継続性はなく、対応するカウンセラーの指名はできません。治療中の利用者の方は、主治医の意見を優先してください。

本サービスは医師法等関係法令が規定する診察・治療や医薬品の提供は一切行いません。

以上をご理解いただいたうえでご利用ください。

《学生総合共済》ご加入者専用
卒業後の継続可能なコース

新社会人コース（B1200コース）

30歳まで安心の
保障が続く

お手続きをすればご卒業後も保障が途切れることなく、
30歳まで保障を続けることが可能です。

CO・OP学生総合共済 新社会人コース (B1200コース)

新社会人コース
(B1200コース)
ページはこちら



掛金払込方法：月払／口座振替

加入できる年齢（発効日時点）／満29歳まで
保障期間／満30歳の満期日まで

ポイント1

月々1,200円の **CO・OP学生総合共済** 30歳満期後も**健康状態に
お手頃な掛金で** G1200コースと変わらない **関わらず、CO・OP共済
続けやすい** 入院とケガ通院が**同額保障** 《たすけあい》へ継続可能*

※すでに《たすけあい》に加入いただいている場合、重複して加入することはできません。

ポイント2

ポイント3

新社会人コース(B1200コース)保障内容

※下記は保障の一部です

《学生総合共済》 G1200コース 共済金額	保障内容	新社会人コース (B1200コース) 共済金額
日額 1万円	病氣入院・事故(ケガ)入院 (1日目から360日分)	日額 1万円
日額 2,000円	事故(ケガ)通院*1 (事故日から180日以内 1日目から90日分)	日額 2,000円
1回の手術につき 5万円	手術 (共済事業規約に定める支払対象手術を受けた場合)	1回の手術につき*4 5万円
60万円	長期入院 (270日以上連続した入院)	60万円
最高★ 600万円	重度後遺障害*2 (病氣、事故問わず)	最高★ 600万円
最高★ 600万円	事故後遺障害 (事故日から2年以内の所定の後遺障害状態)	最高★ 600万円
100万円	死亡 (病氣、事故問わず)	100万円
上記に プラス50万円	事故死亡 (事故日から2年以内)	上記に プラス50万円
50万円	親扶養者死亡・親扶養者重度障害*3	50万円
500万円	扶養者事故死亡・扶養者事故重度障害*3 (事故日から2年以内)	50万円

*1 医師の指示により固定具を装着した場合、ケガ通院共済金10日分が通院日数に加算される場合があります。

*2 労働者災害補償保険法施行規則の障害等級表の1級、2級、3級の状態。

*3 労働者災害補償保険法施行規則の障害等級表の1級、2級、3級の②③④の状態。

*4 同日に複数の手術をされた場合は1回分をお支払します。

※新社会人コース(B1200コース)にはストーリー被書見舞金はありません。

★障害の程度に応じて金額が変わります。

新社会人コース(B1200コース)の お申し込み方法

新社会人コース(B1200コース)は在学中いつでもお申し込みが
可能です。お早めのお手続きをおすすめします。

①事前申込

事前申込とは

CO・OP学生総合共済にご加入中の方が、新
社会人コース(B1200コース)へ事前にお申
し込みいただくことです。

事前申込をしていただくと、卒業時にスムー
ズに新社会人コースへ継続できますので、保
障が途切れることなく満30歳まで安心が統
続きます。

- 事前申込は24時間いつでもどこでもお手続きができる、**共済マイペー
ジ**がおすすめ。詳しくは次のページをご覧ください
- 書面にてお手続き希望の場合は、コープ共済センターへご連絡ください

事前申込については
こちらから



お申し込み・お問い合わせは

②コープ共済センター 0120-16-9431

★携帯電話からもご利用できます。

受付時間／9：00～18：00 月～土（祝日含む）

※年末年始はお休みとなります（12/31～1/3）

②ご卒業を控えた方は

満期時にお申し 込みができます

卒業予定年月の3、4ヵ月前より順
次「満期に伴うお手続き書類」のご
案内」をご登録の扶養者様住所へ
お届けしております。

書類内の二次元コードからWeb
でのお申し込みが便利です。

※締切日までにお手続きを願
います。

11550円
CO-OP共済

税 務
重 要

**CO・OP学生総合共済の
満期に伴うお手続き書類です。**

※大学生生誕にて、学生賠償責任保険・就学費用保障保険のみに
ご加入いただいている方へのご案内となります。

今すぐ中を
ご確認ください！

CO-OP共済

共済マイページ・新社会人 コース事前申込手続き方法

新社会人コースは 在学中に事前申込ができます

共済マイページのログイン・
利用登録はこちらから！



忙しい卒業時のお手続き忘れを 防ぐことができます

事前申込と地域生協（コープ）への加入※で
卒業後、途切れることなく保障を継続でき
ます。



※マイページ内の事前申込手続にて地域生協の加入が可能です。
契約者ご本人がお手続きください。

新社会人コース事前申込へのご注意

- ・新社会人コース事前申込には、同一世帯のご家族またはご本人が地域生協（コープ）の組合員である必要があります。
- ・地域生協加入の際に、扶養者情報を含む契約情報を扶養者がお住まいの地域生協に提供し、地域生協より扶養者宛に生協加入のご案内を行う場合があります。生協加入のお手続き後、事前申込が成立します。
- ・CO・OP学生総合共済 新社会人コースのみの新規加入はできません。

STEP 1 共済マイページ 利用登録

契約者情報を入力してください

STEP 2 事前申込手続き

メニュー「その他のお手続き」→「新社会人コースへの事前申込」から、事前申込を行ってください

STEP 3 在籍確認

地域生協の加入確認を行います
未加入の場合は加入手続きを
してください

STEP 4 受付完了

共済マイページのメッセージ
ボックスに届いた受付完了
メッセージをご確認ください